

ID: 205

担当部署: こども福祉部 こども家庭室 ほいく課

処分の概要	満3歳未満保育認定子どもに対する保育料の減免	
例 規 名 根 拠 条 項	芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例 第7条	
例 規 番 号	平成27年条例第12号	
【根拠条文】 (保育料の減免) 第7条 市長は、満3歳未満保育認定子どもの教育・保育給付認定保護者等が災害その他やむを得ない理由により保育料を納付することが困難であると認めるときは、これを減額し、又は免除することができる。 【基準】 根拠条文及び芦屋市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料の減額及び免除に関する規則第2条の規定による。 (減免要件) 第2条 市長は、次に掲げる要件のいずれかに該当するときは、保育料を減免することができる。 (1) 教育・保育給付認定保護者(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第20条第4項に規定する教育・保育給付認定保護者をいう。以下同じ。)又は教育・保育給付認定子ども(同法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定子どもをいう。)の生計を維持する父母以外の者(以下「教育・保育給付認定保護者等」という。)が、災害により現に居住している住宅について著しい損害を受けたとき。 (2) 教育・保育給付認定保護者等が死亡したとき。 (3) 教育・保育給付認定保護者等の所得が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、長期間の入院、失業等により著しく減少したとき。 (4) その他やむを得ない事情により保育の提供がなされない場合であって、市長が適当と認めたとき。 2 減免の基準及び額は、別表のとおりとする。 別表(第2条関係)		
適用号	減免基準	減免額
第1号	災害により現に居住している住宅に著しい損害を受けたとき。	
	ア 全焼、全壊、流出など住宅の修復が困難なとき。	保育料の100%の額
	イ 半焼、半壊、床上浸水など住宅を修復することにより居住が可能となるとき。	保育料の50%の額
第2号	教育・保育給付認定保護者等が死亡したとき。	保育料の50%の額
第3号	失業等により所得が著しく減少したとき。	
	ア 所得の減少割合が80%以上のとき。	保育料の50%の額
	イ 所得の減少割合が50%以上80%未満のとき。	保育料の30%の額
第4号	やむを得ない事情により保育の提供がなされない	保育料に保育の提供

	場合であつて、市長が適当と認めたとき。	がなされない日数を 乗じ25で除して得た 額	
備考 1 所得の減少割合とは、次の算式により算出される割合をいう。この場合において、所得とは、地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、譲渡所得及び一時所得は含まないものとする。 (保育料の算定の基礎となった年分の所得－減免を受けようとする期間の保育料の属する年分の見積所得)／保育料の算定の基礎となった年分の所得×100(%) 2 この表の規定により算出された減免額に10円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り上げた額とする。			
標準処理期間	20日		
備考			
設 定 年 月 日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和5年4月1日